

平成23年度第2回宇治市情報公開審査会会議録

会議名	平成23年度第2回宇治市情報公開審査会
日時	平成23年5月25日(水) 午前9時30分～11時15分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	(委員) 毛利会長 橋本委員 上田委員 吉田委員 吉松委員 (事務局) 本城広報課長 上道広報課主幹 倉辻広報課主任 玉井広報課主任 (傍聴者) 1人
<p>1 開会</p> <p>審査会は、報告事項である「平成22年度情報公開制度運用状況について」及び「平成22年度審議会等の会議の情報公開制度運用状況について」を公開で審議し、審議事項である「公文書部分公開決定に係る異議申立て(住民訴訟(A・Bランク)部分公開決定事案)」については、情報公開条例第25条の規定により非公開で行われた。</p> <p>2 本日の手順及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の手順について(事務局)</p> <p>ア 平成22年度情報公開制度運用状況について(報告事項)</p> <p>イ 平成22年度審議会等の会議の情報公開制度運用状況について(報告事項)</p> <p>ウ 住民訴訟(A・Bランク)部分公開決定事案(審議事項)</p> <p>・損害賠償請求(A・Bランク)調査事項一覧等の検討</p> <p>(2) 資料説明(事務局)</p> <p>事務局より、平成22年度情報公開制度運用状況、平成22年度審議会等の会議の情報公開制度運用状況及び住民訴訟(A・Bランク)部分公開決定事案の損害賠償請求(A・Bランク)調査事項一覧等について説明が行われた。</p> <p>3 報告事項 平成22年度情報公開制度運用状況及び平成22年度審議会等の会議の情報公開制度運用状況について</p> <p>(1) 事務局より、平成22年度情報公開制度運用状況、平成22年度審議会等の会議の情報公開制度運用状況についての資料の説明が行われた。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただ今の事務局の説明について、何か質問はあるか。</p> <p>(委員) 後の方の説明の中で、個人情報等が審査対象となるため、性質上公開することができない審査会が29から30と前年度と比べて1つ増えているのはなぜか。</p> <p>(事務局) 平成22年度中に新規設置された審議会が4つあり、そのうち3つは公開規定を、1つは非公開規定を定めている。代わりに平成21年度中に廃止された審議会が4つあり、すべて公開規定を定めていたために性質上公開することが出来ない審議会等が1つ増えた。</p> <p>(委員) 平成22年度情報公開制度実施状況の中で、請求に係る公文書の件名又は内容で、□や△で個人名などを消しているのは事務局の判断か。</p>	

(事務局) 個人情報など条例第6条に該当するものについてはこのような形で消しており、この資料は後に行政資料コーナーやホームページに公開するので、このような形にしている。

(委員) 不存在の件数が去年に比べて大分増えているが、何か事情があるのか。

(事務局) まずは請求件数が増えていることが原因と思われるが、全実施機関に対して同じ内容の請求がされているものがあり、どうしても不存在となる実施機関があるためこのように増えている。

(委員) ただ先程具体的に挙げたケースでは部分公開となっているが。

(事務局) 個人情報などが記載されているものについては、条例第6条に該当するとして部分公開としている。

(委員) そうすると、先程不存在の数が増えたのが同一の請求だということと少し話がずれてくる。

(事務局) 例えば、人事的措置についての各実施機関への請求で言うと、固定資産評価審査委員会が不存在であり、損害保険の関係で言うと、固定資産評価審査委員会も農業委員会も不存在になっている。

(会長) よろしいか。それでは本件の報告事項についての質問はこれで終了する。

4 審議事項 公文書部分公開決定に係る異議申立てについて（住民訴訟（A・Bランク）部分公開決定事案）

(1) 事務局より、損害賠償請求（A・Bランク）調査事項一覧等についての説明が行われた。

(2) 質疑応答が行われた。

5 その他連絡事項等について

次回日程の確認と開催場所を報告した。また、第4回目の審査会の日程についても決定した。

6 閉会

(会長署名)

今回の審査会は、審議内容に情報公開条例第6条第2号の非公開情報が含まれているため、会議録（全体版）とは別に会議録（公開用）を作成し公開しています。